# 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」ができました。

環 境 省

持続可能な社会を作っていくためには、国民や民間団体などの自発的な取組が大切です。この法律では、一人一人が環境についての理解を深め、環境保全活動に取り組む意欲を高めるための様々な支援を行い、環境教育を進めるために必要な事柄を定めています。

この法律のめざすものは何でしょうか？

持続可能な社会

↑

環境保全活動

↑

理解の深まり・活動への意欲の高まり

↑ 人々が活動に向かうような仕組み整備　　↑ 環境教育

★環境保全活動や理解力・行動力向上への取組、環境教育は、右のような理念の下で、行うことが大切です。（第３条）

・国民・民間団体等の自発的な意思を尊重しよう！
・様々な主体がそれぞれ適切な役割を果たそう！
・地域住民などの参加と協力を！
・透明で継続性のある取組を！
・配慮しよう！
　→　☆自然を育み、維持管理することの大切さへの理解
　　　☆国土の保全、地域産業、地域の生活・福祉の向上
　　　☆地域の文化・歴史の継承

こうした理念の下、各主体は次のように取り組みます。

国民・民間団体・事業者

☆環境保全への取組を自ら進んで行う
☆互いに協力

連携　　支援

国・地方公共団体

☆国は、環境保全に関する施策の策定・実施に当たり、国民、民間団体等との適切な連携を図るよう留意（第５条）

☆環境保全についての理解力・行動力の向上のための取組、環境教育に関する施策

具体的にはどんな取組が盛り込まれているのでしょうか？

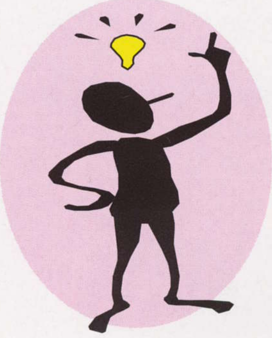

**★基本方針等（第７条、第８条）**

◎国の取組・・・環境保全の意欲の増進（※1）と環境教育の推進に関する基本的な方針を定めます。その際、広く一般の意見を聴かせていただきます。

◎地方自治体の取組・・・
地域の特性に応じて計画等を作成、公表するよう努めます。

**★学校教育における環境教育に係る支援等（第９条）**

国や地方自治体は、以下の環境教育に係る支援に努めます。

・学校教育等における体験学習等の充実
・教員の資質向上の措置等

**★職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）**

民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、その雇用する者の環境保全に関する知識や技能を向上させるよう努めます。国や自治体はこれを支援します。

### ○学校における環境教育やその支援の具体例

☆既存の教科、「総合的な学習の時間」における環境教育の充実

☆教職員向け研修の充実等

### ○職場における取組の例

☆ 職員に対する環境学習研修
☆ 職員に対するボランティア体験の機会提供・情報提供等

*学校･職場そして地域から*
*環境についての*
*理解力／行動力の向上を！*

### ○地域における取組の例

☆青少年、成年向けの地域学習活動の活性化
☆子どもたちが自然の中でのびのび遊べる環境をつくる活動

※1　この法律の「環境保全の意欲の増進」とは、単に知識を教授することではなく、一人一人のやる気に直接結びつくような情報提供や体験の機会の提供などの取組を指します。

（右写真：CD-ROM”あったらいいな、こんな遊び場”より）